

令和4年度太子町地域防災計画修正(案) 新旧対照表(地震)

旧計画(現行)				新計画									
第1編 総則 第3節 太子町の概況と既往の地震被害 第3款 既往の地震被害(兵庫県地域防災計画地震災害対策計画編より) [企画政策課] 兵庫県のどこかに震度5以上を与えたと推定される地震				第1編 総則 第3節 太子町の概況と既往の地震被害 第3款 既往の地震被害(兵庫県地域防災計画地震災害対策計画編より) [企画政策課] 兵庫県のどこかに震度5以上を与えたと推定される地震									
(第1表)		(出典:兵庫県地域防災計画)		(第1表)		(出典:兵庫県地域防災計画)							
番号	発 生 年 月 日			(推定)規模(M)		番号	発 生 年 月 日			(推定)規模(M)			
1	599.	5.	28	(推古 7. 4. 27)	7.0		1	599.	5.	28	(推古 7. 4. 27)	7.0	
2	701.	5.	12	(大宝 1. 3. 26)	7.0		2	701.	5.	12	(大宝 1. 3. 26)	7.0	
3	745.	6.	5	(天平 17. 4. 27)	7.9		3	745.	6.	5	(天平 17. 4. 27)	7.9	
4	827.	8.	11	(天長 4. 7. 12)	6.5~7.0		4	827.	8.	11	(天長 4. 7. 12)	6.5~7.0	
○ 5	868.	8.	3	(貞観 10. 7. 8)	7.0以上	播磨国地震	○ 5	868.	8.	3	(貞観 10. 7. 8)	7.0以上	播磨国地震
○ 6	887.	8.	26	(仁和 3. 7. 30)	8.0~8.5		○ 6	887.	8.	26	(仁和 3. 7. 30)	8.0~8.5	
7	938.	5.	22	(承平8(天慶1) 4. 15)	7.0		7	938.	5.	22	(承平8(天慶1) 4. 15)	7.0	
8	1096.	12.	17	(嘉保3(永長1) 11. 24)	8.0~8.5		8	1096.	12.	17	(嘉保3(永長1) 11. 24)	8.0~8.5	
9	1361.	8.	3	(正平 16. 6. 24)	8 _{1/4} ~8.5		9	1361.	8.	3	(正平 16. 6. 24)	8 _{1/4} ~8.5	
10	1449.	5.	13	(文安6(宝徳1) 4. 12)	5 _{3/4} ~6.5		10	1449.	5.	13	(文安6(宝徳1) 4. 12)	5 _{3/4} ~6.5	
11	1498.	9.	20	(明応 7. 8. 25)	8.2~8.4		11	1498.	9.	20	(明応 7. 8. 25)	8.2~8.4	
12	1510.	9.	21	(永正 7. 8. 8)	6.5~7.0		12	1510.	9.	21	(永正 7. 8. 8)	6.5~7.0	
13	1579.	2.	25	(天正 7. 1. 20)	6.0± _{1/4}		13	1579.	2.	25	(天正 7. 1. 20)	6.0± _{1/4}	
14	1596.	9.	5	(文禄5(慶長1) 7. 13)	7 _{1/2} ± _{1/4}		14	1596.	9.	5	(文禄5(慶長1) 7. 13)	7 _{1/2} ± _{1/4}	
15	1662.	6.	16	(寛文 2. 5. 1)	7 _{1/4} ~7.6		15	1662.	6.	16	(寛文 2. 5. 1)	7 _{1/4} ~7.6	
16	1707.	10.	28	(宝永 4. 10. 4)	8.6	宝永地震	16	1707.	10.	28	(宝永 4. 10. 4)	8.4	宝永地震
17	1751.	3.	26	(寛延4(宝暦1) 2. 29)	5.5~6.0		17	1751.	3.	26	(寛延4(宝暦1) 2. 29)	5.5~6.0	
18	1854.	12.	23	(嘉永7(安政1) 11. 4)	8.4	安政東地震	18	1854.	12.	23	(嘉永7(安政1) 11. 4)	8.4	安政東地震
19	1854.	12.	24	(嘉永7(安政1) 11. 5)	8.4	安政南地震	19	1854.	12.	24	(嘉永7(安政1) 11. 5)	8.4	安政南地震
○ 20	1864.	3.	6	(文久4(元治1) 1. 28)	6 _{1/4}		○ 20	1864.	3.	6	(文久4(元治1) 1. 28)	6 _{1/4}	
21	1891.	10.	28	(明治24)	8.0	濃尾地震	21	1891.	10.	28	(明治24)	8.0	濃尾地震
○ 22	1916.	11.	26	(大正5)	6.1		○ 22	1916.	11.	26	(大正5)	6.1	
○ 23	1925.	5.	23	(大正14)	6.8	北但馬地震	○ 23	1925.	5.	23	(大正14)	6.8	北但馬地震
○ 24	1927.	3.	7	(昭和2)	7.3	北丹後地震	○ 24	1927.	3.	7	(昭和2)	7.3	北丹後地震
○ 25	1943.	9.	10	(昭和18)	7.2	鳥取地震	○ 25	1943.	9.	10	(昭和18)	7.2	鳥取地震
26	1946.	12.	21	(昭和21)	8.0	南海地震	26	1946.	12.	21	(昭和21)	8.0	南海地震
○ 27	1949.	1.	20	(昭和24)	6.3		○ 27	1949.	1.	20	(昭和24)	6.3	
28	1952.	7.	18	(昭和27)	6.8	吉野地震	28	1952.	7.	18	(昭和27)	6.8	吉野地震
29	1961.	5.	7	(昭和36)	5.9		29	1961.	5.	7	(昭和36)	5.9	
30	1963.	3.	27	(昭和38)	6.9	越前岬沖地震	30	1963.	3.	27	(昭和38)	6.9	越前岬沖地震
31	1984.	5.	30	(昭和59)	5.6	兵庫県南西部地震	31	1984.	5.	30	(昭和59)	5.6	兵庫県南西部地震
◎ 32	1995.	1.	17	(平成7)	7.3	兵庫県南部地震	◎ 32	1995.	1.	17	(平成7)	7.3	兵庫県南部地震
33	2000.	10.	6	(平成12)	7.3	鳥取県西部地震	33	2000.	10.	6	(平成12)	7.3	鳥取県西部地震

○ 34	2013. 4. 13 (平成 25)	6.3	淡路島付近を震源とする地震
35	2018. 6. 18 (平成 30)	6.1	大阪府北部を震源とする地震

○ 34	2013. 4. 13 (平成 25)	6.3	淡路島付近を震源とする地震
35	2018. 6. 18 (平成 30)	6.1	大阪府北部を震源とする地震

第2編 災害予防計画
第2章 災害応急対策への備えの充実
第2節 研修・訓練の実施

第5款 町管理施設の訓練 [各機関]
防災訓練計画表

訓練種別	実施年月日	実施場所	参加機関等	訓練項目
防災総合訓練	毎年 防災週間など	町民グラウンド など	町 警察 消防 自衛隊 関西電力 NTT西日本 医師会 自主防災組織 外	伝達訓練 避難訓練 給水訓練 消火等訓練 救援物資の搬送 水防工法等
無線訓練 水防訓練 消火訓練 避難訓練 非常召集訓練 その他訓練	適宜	適宜	関係機関	訓練種別により実施

第2編 災害予防計画
第2章 災害応急対策への備えの充実
第2節 研修・訓練の実施

第5款 町管理施設の訓練 [各機関]
防災訓練計画表

訓練種別	実施年月日	実施場所	参加機関等	訓練項目
防災総合訓練	毎年 防災週間など	町民グラウンド など	町 警察 消防 自衛隊 関西電力送配電 NTT西日本 医師会 自主防災組織外	伝達訓練 避難訓練 給水訓練 消火等訓練 救援物資の搬送 水防工法等
無線訓練 水防訓練 消火訓練 避難訓練 非常召集訓練 その他訓練	適宜	適宜	関係機関	訓練種別により実施

第3編 災害応急対策計画
 第2章 迅速な災害活動体制の確立
 第1節 組織の設置

部	部長	班	班長	班員	事務分掌
消防第1部	太子消防署長	消防班	太子消防署員	太子消防署員	1 災害活動に伴う署員の事故調査及び応急救護に関する こと。 2 災害活動全般の調整に関すること。 3 危険物施設等の監視、警戒、応急措置の指導に関する こと。 4 消防部隊の運用に関すること。 5 消防団、自主防災組織、自衛消防組織等の指導に関す ること。 6 罹災証明(火災)に関すること。 7 水、火災等の警戒防御に関すること。 8 人命の救出、救助及び傷病者の応急手当、搬送に関す ること。 9 災害情報の収集伝達及び報告に関すること。 10 避難情報の伝達及び誘導に関すること。 11 消防部隊の災害活動の調査記録に関すること。 12 要救助者の検索に関すること。
消防第2部	消防団長	消防団	消防団副団長	消防団員	1 災害活動に伴う団員の事故調査並びに応急救護に関す ること。 2 給水活動の協力に関すること。 3 自主防災組織、自衛消防組織等の指導に関すること。 4 災害対策本部の指示による水、火災等の警戒防御に関す ること。 5 災害対策本部の指示による人命の救出、救助及び傷病者 の応急手当、搬送に関すること。 6 災害情報の収集及び報告に関すること。 7 避難命令の伝達及び誘導に関すること。 8 災害情報の収集及び伝達に関すること。 9 消防団の災害活動の調査記録に関すること。 (新設)

※各対策部はこの事務分掌表によるもののほか、通常所管する施設の被害調査、及び第4編第3節に示す各種支援制
 度の実施にもあたるものとする。

第3編 災害応急対策計画
 第2章 迅速な災害活動体制の確立
 第1節 組織の設置

部	部長	班	班長	班員	事務分掌
消防第1部	太子消防署長	消防班	太子消防署員	太子消防署員	1 災害活動に伴う署員の事故調査及び応急救護に関する こと。 2 災害活動全般の調整に関すること。 3 危険物施設等の監視、警戒、応急措置の指導に関するこ と。 4 消防部隊の運用に関すること。 5 消防団、自主防災組織、自衛消防組織等の指導に関す ること。 6 罹災証明(火災)に関すること。 7 水、火災等の警戒防御に関すること。 8 人命の救出、救助及び傷病者の応急手当、搬送に関す ること。 9 災害情報の収集伝達及び報告に関すること。 10 避難情報の伝達及び誘導に関すること。 11 消防部隊の災害活動の調査記録に関すること。 12 要救助者の検索に関すること。
消防第2部	消防団長	消防団	消防団副団長	消防団員	1 災害活動に伴う団員の事故調査並びに応急救護に関す ること。 2 給水活動の協力に関すること。 3 自主防災組織、自衛消防組織等の指導に関すること。 4 災害対策本部の指示による水、火災等の警戒防御に関す ること。 5 災害対策本部の指示による人命の救出、救助及び傷病者 の応急手当、搬送に関すること。 6 災害情報の収集及び報告に関すること。 7 避難命令の伝達及び誘導に関すること。 8 災害情報の収集及び伝達に関すること。 9 消防団の災害活動の調査記録に関すること。 10 要救助者の検索に関すること。

※各対策部はこの事務分掌表によるもののほか、通常所管する施設の被害調査、及び第4編第3節に示す各種支援制
 度の実施にもあたるものとする。

第3編 災害応急対策計画
 第3章 円滑な災害応急活動等の展開
 第2節 救助、救急、医療対策の実施

第3款 救急医療の提供 [保健班、環境班、消防班]
 第1 実施方法
 3 現場から医療施設への負傷者等の搬送
 (3) 町及び**消防事務に関する一部事務組合の長又は**消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県へヘリコプターの出動を要請することとする。ヘリコプターの要請については、第3編第3章第3節第3款「ヘリコプターの運航」を参照。

第3編 災害応急対策計画
 第3章 円滑な災害応急活動等の展開
 第2節 救助、救急、医療対策の実施

第3款 救急医療の提供 [保健班、環境班、消防班]
 第1 実施方法
 3 現場から医療施設への負傷者等の搬送
 (3) 町及び消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県へヘリコプターの出動を要請することとする。ヘリコプターの要請については、第3編第3章第3節第3款「ヘリコプターの運航」を参照。

